

## 第3期羽島市地域福祉計画（案）に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見 ( ) のページは変更後のページ数	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 57（58）ページ 権利擁護の支援体制の構築</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加してください。</p> <p>第1期羽島市成年後見制度利用促進基本計画内で記載している「日常生活自立支援事業件数」と「本市における後見等開始申立件数（類型別）（横軸：年度、縦軸：成年後見、補佐、補助、任意後見）」を令和3～5年度まで示してください。</p> <p>■理由 第1期羽島市成年後見制度利用促進基本計画では令和2年度まで上記のデータは記載されておりますが、第2期については数値データを一切公表されておられません。過去に数値データを示したのであれば、今後の傾向を知り、施策変更の参考にもなるので、数値データは一般に示すべきだと思います。</p>	<p>市の考え方</p> <p>計画の修正 16ページ</p> <p>「日常生活自立支援事業件数」については令和元年度から令和4年度まで、「本市における後見等開始申立件数（類型別）」については令和元年から令和4年まで追加させていただきます。</p>
2	<p>■項目及びページ 48－49（49－50）ページ いじめ、虐待、DV防止対策の推進</p> <p>■意見 以下の「取り組み」を計画書に追加してください。 （市・社会福祉協議会等の取り組み） ・さまざまな人権啓発</p> <p>■理由 羽島市は人権施策推進指針を策定し、市における人権の各施策を推進する基本的な指針をまとめました。一人ひとりの人権が尊重され、市民が主体のまちづくりの実現を目指していくことは重要なことと考えます。</p>	<p>計画の修正 50ページ</p> <p>以下のとおり追加させていただきます。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・様々な人権に対する理解促進のため、周知啓発に努めます。</p>

3	<p>■項目及びページ 49-50(50-51)ページ 生活に困難を抱える方への支援</p> <p>■意見 以下の「取り組み」を計画書に追加して下さい。 ・生活保護もしくは生活困窮者に対して新たな就労支援を検討していきます。</p> <p>■理由 羽島市地域福祉推進のための市民アンケート調査結果報告書によりますと問20「羽島市が行っている福祉のサービスに対して、どのように感じますか」の区分で「生活困窮や就労促進に対する支援が充実している」が「そう思う」「まあそう思う」が合わせて10.3%と他の区分と比べると10ポイント以上差がでる結果です。この結果を踏まえ、私は新たな就労支援策を検討が必要だと考えます。</p> <p>ちなみに第3期羽島市地域福祉計画(案)の就労支援の内容ですが、第2期羽島市地域福祉計画と文面を比べたら全く一緒でした。</p>	<p>原案通り</p> <p>原案に「生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭のうち就労に困難を抱えている方に対し、様々な雇用に関する取り組みを行います。」と既に記載しており、新たな就労支援の検討についても含まれるものと考えますので、原案の通りとさせていただきます。</p>
4	<p>■項目及びページ 49-50(50-51)ページ 生活に困難を抱える方への支援</p> <p>■意見 以下の「取り組み」について計画書に追加してください。 ・2024年に厚生労働省が策定するひきこもり支援に関するマニュアルを参考に今度の施策も検討していきます。</p> <p>■理由 令和6年4月1日より孤独・孤立対策推進法が施行されます。ひきこもりも孤独・孤立に該当すると考えます。第3期羽島市地域福祉計画でのひきこもりに関する文言「こどもや若者、その保護者を対象とした、ひきこもり等に関する相談窓口の周知に努めます。」第2期羽島市地域福祉計画と同じ文言です。</p> <p>「周知に努めます」という文言は弱いと思います。窓口に行けないので、ひきこもりになっているので、その方々を地域とどう繋げていくか、について行政として考えていただきたいです。</p>	<p>計画の修正 51ページ</p> <p>以下のとおり追加させていただきます。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・関係機関と連携しながら、ひきこもり支援の充実に努めます。</p>

5	<p>■項目及びページ 52 (53) ページ 犯罪のないまちづくりの推進</p> <p>■意見 再犯防止推進計画に関する以下の「取り組み」を計画書に追加してください。 (※市民・地域・市・社会福祉協議会等のどこに該当するかは事務局がご判断してください) ・薬物乱用防止の普及・啓発(「ダメ、ゼッタイ。」)毎年6月20日～7月19日開催)普及運動等を通じて、市民の薬物乱用問題に関する認識を高め、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 ・薬物依存の相談体制と民間団体との連携 ・市民の理解促進・関心の醸成</p> <p>■理由 第二次再犯防止推進計画では「薬物依存の問題を抱える者への支援等」が記載されています。ドラッグストアでは医療用医薬品の中に麻薬成分が含まれており、身近に入手できます。薬物依存は特に若者は興味本位で手を出すので薬物の危険性の理解促進をしていくべきです。</p>	<p>計画の修正 54 ページ</p> <p>以下のとおり追加させていただきます。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・薬物依存や薬物乱用問題への認識を高めるため、薬物に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 ・薬物依存の問題を抱える者について、関係機関との連携により支援していきます。</p>
6	<p>■項目及びページ 55 (56) ページ 各種福祉サービスの充実</p> <p>■意見 以下の下線部分を訂正して計画書に反映してください。 (市・社会福祉協議会等) ・<u>高齢者・障がい者・子供等事業者及びサービス提供内容を理解していただけるよう、市民への普及啓発を行います。</u></p> <p>■理由 計画(案)の段階では下線の部分は「在宅介護・介護サービス」となっています。この計画書は地域福祉計画なので、高齢者の事業者及びサービスの普及啓発だけを記述するのは相応しくないと考えます。</p>	<p>計画の修正 56 ページ</p> <p>以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・<u>高齢者・障がい者・児童等の福祉サービス事業者及びサービス提供内容を理解していただけるよう、市民への普及啓発を行います。</u></p>

7	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下の事柄を「取り組み」に追加してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス事業者に対し、第三者評価や自己評価の実施の促進を図ります。</li> </ul> <p>■理由 福祉サービスの評価制度の普及促進は提供される福祉サービスについて、公正・中立な第三者機関により、客観的な評価を行い、その結果を公表することは、利用者がサービスを選択する上で非常に有益な情報となります。そのため福祉サービスの第三者評価事業により、保健・医療・福祉に携わる職員の資質の向上を促進するとともに、利用者の視点に立った評価を行い、福祉サービスの質の向上につながることを考えたためです。</p>	<p>計画の修正 56ページ</p> <p>56ページに、「市・社会福祉協議会等の取り組み」として追加させていただきます。</p>
8	<p>■項目及びページ 56(57)ページ 権利擁護の支援体制の構築</p> <p>■意見 成年後見制度に関する以下の「取り組み」を計画書に追加してください。 (市民or地域の取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見支援センター主催のセミナーに参加しよう。</li> <li>・不正防止対策</li> <li>・生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等)確保される方策。</li> </ul> <p>■理由 ・成年後見支援センター主催のセミナー参加は令和5年12月に開催され市民・地域関係者が制度を知るために積極的に参加すべきと考えます。 令和4年3月25日閣議決定された第2期成年後見制度利用促進基本計画では「不正防止対策」「生活支援等のサービス」は検討事項としてとりあげられています。</p>	<p>計画の修正 57ページ</p> <p>以下のとおり追加させていただきます。</p> <p>「市民の取り組み」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する研修会等に参加しましょう。</li> </ul> <p>なお、地域連携ネットワークの機能の1つとして、「不正防止効果」があるため、地域連携ネットワークを充実させることで、不正防止対策につながるものと考えます。</p> <p>また、生活支援等のサービスについては、第2期成年後見制度利用促進基本計画において、国が検討する事項として記載されています。</p> <p>以上の理由から、「市・社会福祉協議会等の取り組み」については、原案の通りとさせていただきます。</p>

9	<p>■項目及びページ 58-59(59-60)ページ 多様な主体の活動を促進する</p> <p>■意見 以下の「取り組み」を計画書に追加してください。 (市民) ・こども会・老人クラブ、PTA、女性団体などの活動を通じて、地域住民によるささえ合い活動の促進を図ります。</p> <p>■理由 自治会だけでなくこども会・老人クラブ、PTA、女性団体などに参加して活動することは大事なことですし、自治会同様年々加入率が低下している傾向にあるので必要なことと判断しました。</p>	<p>原案通り</p> <p>原案に「地域活動に積極的に参加しましょう。」「各種団体に積極的に登録しましょう。」と既に記載しており、自治会に限らず、様々な団体を含むものと考えますので、原案の通りとさせていただきます。</p>
10	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下の取り組みについて計画書に追加して下さい。 ・地域住民の福祉ニーズ等を踏まえ、地区社会福祉推進協議会において実施する地域福祉活動に対する支援を行います。</p> <p>■理由 支部社協（羽島市社会福祉協議会支部）とは、地域にお住まいの皆さんが主役の組織です。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域の様々な問題を、地域全体の課題として捉え、解決に向けた取り組みが行われているからです。</p>	<p>計画の修正 62ページ</p> <p>62ページに、以下のとおり追加させていただきます。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・地域住民の福祉ニーズ等を踏まえ、社会福祉協議会の各支部において実施する地域福祉活動への支援に努めます。</p>

11	<p>■項目及びページ 62-63(63-64) ページ 地域交流を活発にする</p> <p>■意見 以下の「取り組み」を計画書に追加してください。 ・コミュニティセンター以外での多世代交流ができる地域の集いの場となる事業を推進します。 (※市民・地域・市・社会福祉協議会等のどこに該当するかは事務局がご判断してください)</p> <p>■理由 他市町村を勘案するとコミュニティセンター以外で多世代があつまる場を創出しております。 例題をあげると瑞穂市では「多世代交流型サロン設置」(ふれあい・いききサロン)があります。この取り組みとしては「地域」「社会福祉協議会」が場の設置と「市民」がその場所に参加することが必要不可欠です。</p>	<p>計画の修正 64 ページ</p> <p>以下のとおり追加させていただきます。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・地域において、多世代交流ができる集いの場となる事業を実施する場合には、必要な支援を行います。</p>
12	<p>■項目及びページ 64-65(66) ページ 支え合い・助け合い意識を高める</p> <p>■意見 以下の「取り組み」を計画書に追加してください。 (市民&amp;地域) ヘルプマークを携帯している方を見かけたら援助の気持ちで接していこう。 (市・社会福祉協議会等) ・ヘルプマーク&amp;ヘルプサポーターの周知・啓発</p> <p>■理由 ・羽島市地域福祉推進のための市民アンケート調査結果報告書の問30で「ヘルプマーク」について質問されています。アンケートで回答を求めておきながら、本体である計画書にこの文言を含めないのは矛盾が生じていると考えます。 ・羽島市地域福祉活動計画に「ヘルプマーク・ヘルプサポーター」の記載はあります。</p>	<p>計画の修正 66 ページ</p> <p>以下のとおり追加させていただきます。</p> <p>「市民の取り組み」 ・ヘルプマークを携帯している方を見かけたら、思いやりの気持ちをもって接しましょう。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・ヘルプマークやヘルプマークサポーターの周知啓発に努めます。</p>

13	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加してください。 ・ヤングケアラーの支援</p>	<p>計画の修正 73ページ</p> <p>73ページに、以下のとおり追加させていただきます。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・複合的な課題を抱える方が、相談しやすい環境づくりの推進に努めます。</p> <p>ヤングケアラーは、複合的な課題を抱えている場合が多く、原案に記載の「複合的な課題を抱える相談者に対して、関係機関による包括的な相談・連携体制の整備を進めます。」の中に、ヤングケアラーの支援も含むと考えています。</p>
14	<p>■項目及びページ 74-75(75-76)ページ 重層的支援体制の構築</p> <p>■意見 以下の下線部分を修正して計画書に反映してください。 ・必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じての継続的な見守り支援<u>に対して人材の育成を検討していきます。</u></p> <p>■理由 第4期羽島市地域福祉活動計画では以下のように記載されています。 令和6年度から「複合的な問題や、制度の狭間にある課題を抱えた人を支援するための取り組みを地域の中に作ることや、こうした取り組みと支援が必要な人をつなぐ役目をする人材の育成ができないか検討します。」 一般的に「CSW(コミュニティソーシャルワーカー)」なのか不明ですが、関連する計画書に示されているためです。</p>	<p>計画の修正 76ページ</p> <p>以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じての継続的な見守り支援や、必要な人材の育成に努めます。</p>

15	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p>	<p>計画の修正 76ページ</p>
	<p>■意見 以下の取り組みを計画書に反映してください。 高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくする「共生型サービス」など、介護保険制度と障害福祉制度が連携して生活を支援する体制、サービスの充実を図ります。</p> <p>■理由 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を築く必要があるためです。</p>	<p>76ページに、以下のとおり追加させていただきます。</p> <p>「市・社会福祉協議会等の取り組み」 ・高齢者と障がい者が、同一の事業所でサービスを受けやすくなる「共生型サービス」など、介護保険制度と障害福祉制度が連携して生活を支援する体制整備やサービスの充実に努めます。</p>
16	<p>■項目及びページ 77（78）ページ</p>	<p>計画の修正 79ページ</p>
	<p>■意見 以下の2つの「質問」についてご回答ください。 ①第2期羽島市地域福祉計画49ページに計画の進捗管理で「PDCAサイクルにより進捗管理と改善を進めていきます」と記載されています。第2期羽島市地域福祉計画はどの点を改善すべき事柄が判明し、第3期羽島市地域福祉計画に反映させたのか詳しくご回答お願いします。」 ②「計画の進捗管理」になっていますが、私は計画において必須事項と考えますが、事務局が未掲載にした理由をご回答ください。</p>	<p>①第2期羽島市地域福祉計画における取り組み内容を踏襲しつつ、複合的な問題に対応していくための相談支援体制に関わる内容を反映させました。 ②計画の進捗管理については、追加させていただきます。</p>

17	<p>■項目及びページ (空欄)</p> <p>■意見 都道府県の責務として市町村における重層的支援体制整備事業体制の支援があります。 具体的には①専門的なバックアップ機能②広域的な調整機能・サポート機能③広域的な人材育成やネットワークづくりの機能があります。 重層的支援体制整備への移行は様々なハードルがありますが、県の支援をもってしても重層的支援体制整備事業に移行するための困難事項があれば、ご紹介ください。</p>	<p>意見への回答</p> <p>現在は高齢福祉、障害福祉、生活困窮、子育て支援といった各種分野ごとに国への交付金申請を行っておりますが、重層的支援体制整備事業を実施する場合、これらの交付金を一本化して申請を行うこととなります。また、既存の福祉事業に追加して新たに3つの事業（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、他機関協働事業）を行う必要があります。以上のことについて、庁内及び関係機関における協議が必要なため、現段階における重層的支援体制整備事業の実施は困難となっております。</p>
18	<p>■項目及びページ 該当ページなし</p> <p>■意見 第3期羽島市地域福祉計画の計画期間は5年間で最終年度は令和10年度です。 第4期羽島市地域福祉活動計画の計画期間は4年間で最終年度は令和6年度です。仮に第5期羽島市地域福祉活動計画の計画期間が4年であった場合、最終年度は令和10年度となり、第4期羽島市地域福祉計画が策定される時は、羽島市地域福祉計画と羽島市地域福祉活動計画は一体化して策定される、ということでしょうか！？事務局のご見解をお聞かせください。</p>	<p>意見への回答</p> <p>羽島市と羽島市社会福祉協議会が地域福祉分野において相互協力体制を示すことは大変意義があるため、第4期計画では「羽島市地域福祉計画」と「羽島市地域福祉活動計画」の一本化について協議を進めて参ります（令和4年度第1回羽島市地域福祉計画策定委員会における委員への回答と同様です）。</p>